

保育士として就職する際の

就職準備金貸付のご案内

— 和歌山県内の保育所等で2年間継続して従事すると、貸付金の返還は免除となります。—



保育士の資格をお持ちの方が、和歌山県内の保育所等に就職する際の準備金を貸し付ける制度です。

和歌山県内の保育所等で、保育士として業務(以下「対象業務」という。)に、2年間継続して従事した場合、返還が免除となります。

1 貸付けの対象となる方

以下の①及び②の要件を満たしている方(ただし、保育士修学資金貸付における就職準備金加算を受けた方は除きます)

- ① 以下に掲げる施設または事業を離職した方、または当該施設または事業に勤務経験のない方
- | | | |
|-----------|---------------|-----------|
| ア 保育所 | イ 幼保連携型認定こども園 | ウ 家庭的保育事業 |
| エ 小規模保育事業 | オ 事業所内保育事業 | カ 幼稚園 |
- ② 県内の以下に掲げる保育所等(以下「保育所等」という。)に新たに勤務する方(保育士として週20時間以上の勤務)
- | | | |
|---|-------------------------|----------------------|
| ア 保育所 | イ 幼稚園(預かり保育を常時実施) | ウ 幼稚園(認定こども園への移行を予定) |
| エ 幼保連携型認定こども園 | オ 「エ」以外の認定こども園 | カ 家庭的保育事業 |
| キ 小規模保育事業 | ク 居宅訪問型保育事業 | ケ 事業所内保育事業 |
| コ 病児保育事業(県に開始届出を行ったもの) | サ 一時預かり事業(県に開始届出を行ったもの) | |
| シ 離島その他の地域において特例保育を実施する施設 | | |
| ス 認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている施設 | | |
| セ 企業主導型保育事業 | | |

2 借入申込手続き

- 和歌山県社会福祉協議会のホームページから、様式等をダウンロードしてください。
※ 和歌山県社会福祉協議会に請求していただければ、個別に送付します(裏面問合せ先を参照)。
- 申込書類を、和歌山県社会福祉協議会あて提出してください(就職が決定した保育所等の長の推薦が必要です)。
※ 持参または郵送により提出してください。(送付したことが確認できるよう、簡易書留等の利用をお勧めします)
※ 書類等に不備のある場合は、受理できません。
- 和歌山県社会福祉協議会において、貸付審査を行い、貸付けの可否を決定します。

<募集期間> 令和6年5月23日～(募集枠に達した時点で募集を終了します。)
※ 募集終了は、和歌山県社会福祉協議会のホームページ等でお知らせします。
※ 受け付け可能期間は、採用から3か月以内となります。

3 貸付限度額

400,000円 以内（一回限り） ※ 就職にあたり転居が伴う場合の転居費用、通勤用の自転車等の購入費等

4 返還免除

(1) 和歌山県内の保育所等で、保育士として対象業務に2年間継続して従事した場合、返還は免除されます。

- ※ 「2年」は、在職期間が730日以上であり、かつ、業務従事期間が360日以上とします。
- ※ 従事期間が2年に満たないで退職する場合などは返還免除にはなりません。
- ※ 従事期間が2年に満たない場合でも、返還の一部が免除される場合があります。

(2) 上記4の(1)の要件に該当しない場合は、貸付金を返還していただきます。

◆ 貸付金の返還

次のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還していただきます。

- ① 貸付契約が解除されたとき
- ② 和歌山県内の保育所等で、保育士として、2年間引き続き対象業務に従事しなかったとき
- ③ 和歌山県内の保育所等で、保育士として対象業務に従事する意思がなくなったとき
- ④ 業務以外の事由により死亡し、または心身の故障により和歌山県内において対象業務に従事できなくなったとき

5 その他、条件等

貸付利子は、無利子です。 ※ ただし、返還計画より遅れると延滞利子(年3%)がかかります。

借入申込みにあたり、連帯保証人が必要です(要件等は次のとおり)。

- ・ 借入申込者の就労継続を支援する熱意を有すること
- ・ 借入申込者が未成年者の場合は、連帯保証人は法定代理人(親権者または未成年後見人)であること

6 借入申込みに必要な書類

申込者	1	借入申込書(様式1-4)
	2	同意書(様式2)
	3	住民票(世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要)
	4	保育士登録証の写し
	5	勤務する保育所等の長の推薦書(様式3-3)
連帯保証人	6	同意書(様式2)
	7	住民票(世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要)
	8	所得証明書 ※源泉徴収票不可

※ これら以外にも、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

◆ 問合せ・申込み先

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 地域福祉部 生活資金班 TEL 073-435-5223
〒640-8545 和歌山市手平二丁目1-2 和歌山ビッグ愛7階
受付時間 : 月曜日から金曜日(土・日・祝日を除く) 9時から17時
ホームページ <https://www.wakayama-wel.jp/>